

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協議委員会（協議委設置関係）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 対沖縄援助, ケネディ大統領, 対沖縄支援に関する日米協定案, 交換公文 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43694

沖繩援助に関する米政府回答

大
三
三
三

タイプ指示	発信用	執務用	計
主	1	2	3
付	あり		
属			

発送日 昭和37年11月28日
 発信 11月28日 校査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類 9 2)

公 信 番号 重北 第 3484 号 公 信 日付 昭和 37年 11月 28 日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長
 主 管 アジア局長 11月28日
 ト部参事官
 総務参事官
 主任 北東アジア課長 起案者 電話番号 408

受信者 徳守総理府総務長官 武内次官

希望送日 11月28日

件 名 琉球政府援助に關する米國政府回答送付の件

本件日米協議に關するわが方針はつては
 9月18日閣議の議決を得たので、同援助問題に關
 するわが方針意見は同日大平外務大臣から在米米國

GA-2 外務省 2 84 回覧番号 3265

2

大使を通じ同國政府に申入れておいたところ、本日
 米國大使は、大平大臣に対し、前記わが方針申入れ
 に対する米國政府は回答として、下記文書を手交した
 ので、同文書の写をここに通報する。

記

1. 沖縄援助に關する日米間取極め案
ライオン-米大使のステートメント
2. Talking Paper
3. 國務長官のステートメント

付屬物添付

GA-4 外務省

53

タイプ指示	発信用	業務用	計
主	信	✓	✓
付		20701	
属			

発送 昭和37年11月2日
 発信 11月 校 査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 北 第 1205 公 信 日 付 昭和37年11月2日

大 臣	北 東 ア ジ ア 局 長	起 案 昭 和 37 年 11 月 2 日
政 務 次 官	下 部 参 事 官	
事 務 次 官	総 務 参 事 官	
外 務 審 議 官	主 任 北 東 ア ジ ア 課	電 話 番 号 408
官 房 長		

受 信 者 在 米 朝 海 大 使

発 信 者 大 平 大 臣

送 付 先 (希 望 送 付 日)

件 名 琉 球 政 府 援 助 に 関 する 米 国 政 府 回 答 送 付 申 請

本 件 日 米 協 議 に 関 する 申 入 れ 次 第 は 9 月 14 日 付 北 東 第 1205 号 信 信 を も っ て 通 報 と お し て あ り ま す。 11 月 2 日 在 米 朝 海 大 使 か ら 米 側

GA-2 外 務 省 2 292 回 覧 番 号 3252

回答として 下記文書を受領したので 番号 1205 に送付する。

記

1. 沖縄援助に関する日米取極の案
2. ライフワー米大使のステートメント

(別紙は了のまじり添付)

別紙添付

極秘
9部内
2号

琉球諸島住民に対する援助供与について
の日本国の各米國に対する協力に関する
協定(米案)

(昭和37年11月2日接受)

アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、両国
の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を
強化することを希望し、

琉球諸島住民の安寧及び福祉を増進すること
について共通の関心を有することを確認し、

琉球諸島の領域及び住民に対して行政、立法
及び司法上のすべての権力を行使する権限を合
衆国に与えた、千九百五十一年九月八日にサン
フランシスコで署名された日本国との平和条約
を三念を想起し、

自由世界の防衛に関するアメリカ合衆国の責
任及びアメリカ合衆国政府による琉球諸島の継

続的な施政のこの責任に対する関係を認め、

琉球諸島住民と日本国国民との間の共通な国
民性、文化、歴史^{及び法}の関係を認め、

両締約国は、予想される琉球諸島の究極的な
日本^國への施政への復帰に伴う困難を最少限度
にとどめることに共通の関心を有することを考
慮し、

琉球諸島住民の安寧及び福祉を増進するため
経済的及び技術的な援助を提供することについ
て、アメリカ合衆国政府が日本国政府の協力を
要請したことを考慮して、

両国政府は、琉球政府が琉球諸島住民の福祉
を増進するため、及び生活水準の向上を確保す
るため努力することに関し、同政府に対し経済
的及び技術的援助を引続き提供することを宣言
する。

この宣言を履行するため、アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、次のとおり協定した。

オ 一 条

アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、琉球諸島住民の安寧及び福祉を増進するため経済的及び技術的援助を提供することについて協力する。

オ 二 条

1. アメリカ合衆国については日本国駐在アメリカ合衆国大使、日本国については外務大臣^{により}又は各自の代表者により構成される協議委員会を設置する。
2. 協議委員会は、この協定を実施するに当たり両国政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づいて、随時会合する

ものとする。

3. 琉球列島高等弁務官の代表者1人を議長とし、琉球政府行政主席の代表者1人及び日本国政府によつて任名される適当な職員1人によりて構成される^{技術協議会}（懇話会）を設置する。

4. ^{技術協議会}（懇話会）は、琉球諸島における経済的及び技術的援助の日本国の分担分の運営から生ずる問題（日本国政府の分担分をそれぞれアメリカ合衆国政府及び琉球政府の分担分と調整することを含む。）を検討するため、^{consider}いずれかの構成員の要請に基づいて、随時会合するものとする。

オ 三 条

この協定の目的の秩序のある達成を促進するため、両締約国は、琉球諸島における経済開発

^{reviewed}
~~considered~~
及び社会福祉の進歩を~~検討し~~、当面の及び長期
的な要請を^{consider}~~考慮し~~、かつ、日本国の次の会計年
度における同国政府の分担分について合意する
ため、毎年協議するものとする。これらの協議
の結果として生ずる合意は、了解覚書の形をと
るものとする。

才 四 条

この協定のいずれの規定も、千九百五十一年
九月八日にサン・フランシスコで署名された日
本国との平和条約によつて定められた琉球諸島
におけるアメリカ合衆国の権力及び責任を変更
し、その他何等かの方法で修正するものと解し
てはならない。

才 五 条

この協定は、
に効力を生ずる。

この協定は、合衆国による琉球諸島の施政を維
持することが必要である限り、その後引継ぎ効
力を有するものとする。

ただし、この協定は、いずれか一方の政府が
他方の政府に対しこの協定を終了させる意向を
文書により通告した後、一年で終了させることが
できる。

CONFIDENTIAL

Nov. 2, 62

AGREEMENT FOR COOPERATION BY JAPAN WITH
THE UNITED STATES OF AMERICA IN RENDERING
ASSISTANCE TO THE PEOPLE OF THE RYUKYU ISLANDS

The Government of the United States of America and the
Government of Japan,

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship
traditionally existing between them,

Affirming their common interest in furthering the welfare
and well-being of the people of the Ryukyu Islands,

Recalling Article 3 of the Treaty of Peace with Japan,
signed at San Francisco, September 8, 1951, which authorized the
United States to exercise all powers of administration, legislation
and jurisdiction over the territory and inhabitants of the Ryukyu
Islands,

Recognizing the responsibility of the United States of America
in the defense of the Free World and the relationship to this
responsibility of continued administration of the Ryukyu Islands by
the United States of America,

Recognizing the ties of common nationality, culture, history,
and language between the people of the Ryukyu Islands and Japan,

Considering that both Parties have a common concern to
minimize the stresses that will accompany the anticipated eventual
restoration of the Ryukyu Islands to Japanese administration,

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-2-

Considering that the Government of the United States of
America has invited the cooperation of the Government of Japan
in providing economic and technical assistance to promote the
welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands,

Declare that they will both continue to provide economic
and technical assistance to the Government of the Ryukyu Islands
in its efforts to promote the welfare of the people and to assure a
rising standard of living.

In fulfillment of this declaration, the Government of the
United States of America and the Government of Japan have agreed
as follows:

ARTICLE I

The Government of the United States of America and the
Government of Japan shall cooperate in providing economic and
technical assistance to promote the welfare and well-being of the
inhabitants of the Ryukyu Islands.

ARTICLE II

1. A Consultative Committee shall be established,
consisting for the United States of America of the United States
Ambassador to Japan, and for Japan of the Minister for Foreign

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-3-

Affairs or their representatives.

2. The Consultative Committee shall meet from time to time, at the request of either Government, to coordinate the policies of the two Governments in carrying out this Agreement.

3. A Technical Committee shall be established, consisting of a representative of the High Commissioner of the Ryukyu Islands as chairman, a representative of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands and an appropriate official designated by the Government of Japan.

4. The Technical Committee shall meet from time to time, at the request of any of the members, to consider matters arising from the administration of the Japanese contribution of economic and technical assistance in the Ryukyu Islands, including its coordination with the contributions of the Government of the United States of America and of the Government of the Ryukyu Islands.

ARTICLE III

To facilitate the achievement of the objectives of this agreement in an orderly manner, the Parties shall consult together annually to review the progress made in economic development and social welfare in the Ryukyus, to consider immediate and long range

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-4-

needs and to agree upon the contribution of the Government of Japan for the ensuing Japanese fiscal year. Agreements resulting from these consultations shall take the form of memoranda of understanding.

ARTICLE IV

Nothing contained in this Agreement shall be construed to alter or otherwise modify the powers and responsibilities of the United States of America in the Ryukyu Islands as established by the Treaty of Peace with Japan, signed at San Francisco September 8, 1951.

ARTICLE V

This Agreement shall enter into force on _____.
It will thereafter continue in force for as long as it is necessary to maintain the United States administration of the Ryukyu Islands, except that the Agreement may be terminated by either Government one year after it has presented to the other Government written notice of its intention to terminate the Agreement.

CONFIDENTIAL

(系) 37.11.2

1. 沖縄に対する経済技術援助問題

昭和37年3月19日のケネディー大統領声明をもつて、沖縄に対する行政命令の一部を改正するとともに、新たないくつかの特定の措置をとるべきこと、特に「琉球住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取極を行なうため、日本政府と協議を開始する」旨の意向を明らかにした~~ので、わが方は~~昨年4月以降日米協議を開始すべく諸般の準備を進めるとともに、沖縄援助の日本側計画立案に必要な資料収集と実情調査のため、日本政府は同年6月15日より8月8日までの期間中、小平前総務長官、古屋総務長官をはじめ、外務、大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、建設、自治及び経済企画の各省庁の職員で構成する3次にあたる調査団を沖縄に派遣した。

上記調査結果に基づき、^{わが方の沖縄援助に同様の日米協議については}同年9月13日大平外務大臣とライシ・ワー大使との間の会談において、同大臣より、沖縄援助に関するわが方の

方針についての総括的見解を明らかに^{おこす}も、援助実施の機関として、日米琉懇談会の設置を提案^{した}するとともに、米側より、同援助に関する具体的提案を受け、これを検討した上で日本側の具体的施策及び金額に関する提案を提示して協議したい旨申入れた。

2. ~~上記のわが方の申入れに対し~~は、^{沖に設けたい日米協議委員会の設置}同年11月2日ライシ・ワー大使より、米側回答を受領したが、その骨子は、沖縄の経済発展及び住民福祉についての日米協力態勢推進のため、(イ)外務大臣と在京米大使または両者の代表で構成する協議委員会を東京に設置して援助協力に關する兩國政府の政策を調整する。(ロ)日米琉3者の代表からなる技術委員会を沖縄に設置して、援助実施に関する技術面の調整を計るというにあり、^{上記の報告に}わが方はこれに原則的に賛成した。同会談においては、米側より、わが方の予期していた具体的な日本政府援助額の提示はなかつたが、これよりさき10月25日同大使館より、「今回は具体的に数字を示した要請を行なわないが、日

本側で自由な立場で援助額を決定し、その金額が合理的である限り、米側はこれを受入れる用意がある旨を申越した。

よつてわが方は、日本政府の昭和38年度沖縄援助予算に関しては、前述の沖縄調査団がキラウエイ高等弁務官と話し合いを行なつた際、同弁務官より示された米民政府立案にかかわる沖縄開発5カ年計画を勘案し、わが方が援助対象として重点をおくべきと考える第1次産業の振興、公共事業、社会保障及び医療教育部門等における援助事業34項目、金額18億900万円について、昨年末日米両国政府間で合意をみた。

他方、前記両委員会設置についての米側提案に関しては、「協議委員会」及び「技術委員会」の構成、日本政府の沖縄援助供与に関する日米間の調整手続及び援助実施についての外務省と総理府との間の責任を明確化するとともに、本件取極の国内政治上有する微妙な性格にもかんがみ、その対案について慎重検討の結果、(1)本

取極は国会承認を必要としない交換公文の形式をとることとし、(2)その前文において米政府が琉球諸島の領域及び住民に対し、施^以権を有することは認めつつも、同諸島は日本国の領域の一部であり、究極的には日本国の施政に復帰することが期待されていること及び琉球住民が日本国籍を有することを、日米両国政府が、それぞれ確認するとともに、(3)協議委員会のメンバーとして日本側^主席代表として外務大臣のほか、総理府総務長官を加えることとした。

上記わが方対案は、本年4月2日後宮アジア局長よりエマーソン公使に提示された。同案はワシントンにおいて目下検討中なるも、本件取極は早急に成立せしめる必要があるため、現在米側に対しその締結促進方を要請している。

大平外務大臣の新聞発表（十一月二日）

私は渡米直前の九月十三日にライシャワー米大使と会って沖縄の経済開発と民生向上についての日本側の総括的見解を述べ、また日本側の具体的な援助提案は、まず米側の具体的な提案を受けてそれを検討してからにしたいと申入れましたところ、今日ライシャワー大使から米側の具体的な提案が示されました。

この提案は、沖縄援助に関する日米協力のための基本的な取り決め案であるという点で極めて重要であります。

この提案の中には沖縄に対する経済援助のため、東京に諮問委員会を設置し、また、那覇には日米琉球懇話会を設置することがあげられております。わが方としても、かねてからこのような機構を設置

極秘

内
部
号

し、日本・アメリカ・沖縄三者間の意思の疎通をはかることが必要であると感じておりましたので、これは誠に有意義で適切な提案であるかと歓迎する次第です。

なお、日本政府の明年度の沖縄援助については、米側の要望を考慮しながら、関係省庁と協議の上決定したいと考えております。

大平外務大臣の回答要領（十一月二日）

本日の御提案は早速検討して、回答いたします。

東京に^{協定}顧問委員会を設置し、また那覇に日米琉懸話会を設けるという御提案は、池田・ケネディ会談で到達した日米両国の合意を具体的に進めるために誠に有意義で適切な措置であり、このような機構を通じて協力と相互理解がえられれば必ずや沖縄住民の生活水準は向上するものと確信いたします。

なお、明年度における日本政府の沖縄援助については、関係各省庁とも協議の上でできるだけ早い機会に提案したいと考えます。今後益々日米の協力を緊密にして、所期の目的を達成したいと考えます。

極 秘

内 部 号